

平成 18 年 5 月 23 日

各 位

会 社 名 伊藤忠テクノサイエンス株式会社
代表者名 代表取締役社長 奥田 陽一
(コード番号 4739 東証第1部)
問合せ先 コーポレートコミュニケーション部長
藤原 隆
(TEL 03-6203-5000)

合併に伴って割当交付する新株予約権に関するお知らせ

本日発表した当社と株式会社CRCソリューションズ（以下「CRCソリューションズ」）の「合併に関するお知らせ」に記載の通り、当社は合併効力発生日において、消滅会社であるCRCソリューションズの新株予約権者に対して新株予約権（3件）を割当交付いたします。（概要は「合併に関するお知らせ」をご覧ください）

つきましては、同新株予約権につき補足して下記のとおりお知らせいたします。

記

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

CRCソリューションズの新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数に合併比率を乗じて計算した結果、1 個の新株予約権につき普通株式 62 株とする。

なお、当社が株式の分割または併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって、次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割または併合の比率

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭に限る）の価額（以下「出資価額」という）は、当該時点における目的株式数 1 株当たりの出資価額（以下「行使価額」という）に目的株式数を乗じた金額とし、下記の行使価額とする。

- ① 平成15年8月1日CRCソリューションズ発行の新株予約権者に対し割当交付する当社の新株予約権
2,300 円
- ② 平成16年8月2日CRCソリューションズ発行の新株予約権者に対し割当交付する当社の新株予約権
2,700 円
- ③ 平成17年8月1日CRCソリューションズ発行の新株予約権者に対し割当交付する当社の新株予約権
3,220 円

なお、新株予約権発行後、時価を下回る価格で新株を発行または、自己株式を処分（会社法第 194 条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、

「商法等の一部を改正する等の法律」（平成13年法律第79号）附則第5条第2項の規定に基づく自己株式の譲渡、当社の普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の転換または行使による場合を除く）するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの発行または処分価額}}{\text{既発行株式数} + \frac{1 \text{株当たり時価}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}}$$

なお、上記株式数において「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

また、新株予約権発行後、当社が株式の分割または併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

(3) 新株予約権を行使することができる期間

- ① 平成15年8月1日CRCソリューションズ発行の新株予約権者に対し割当交付する当社の新株予約権
平成18年10月1日から平成19年7月31日まで
- ② 平成16年8月2日CRCソリューションズ発行の新株予約権者に対し割当交付する当社の新株予約権
平成18年10月1日から平成20年7月31日まで
- ③ 平成17年8月1日CRCソリューションズ発行の新株予約権者に対し割当交付する当社の新株予約権
平成18年10月1日から平成21年7月31日まで

優遇税制非適格分：平成18年10月1日から平成21年7月31日まで
優遇税制適格分：平成19年6月22日から平成21年7月31日まで

(4) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

行使に際して払込みまたは給付をした財産の額（資本金等増加限度額）として会社計算規則第40条第1項に定める額の2分の1の額を資本金として計上し（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする）、その余を資本準備金として計上する。

(5) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。

(6) 新株予約権の行使条件

- ① 新株予約権の割当てを受けた者（以下「対象者」という）が当社または当社の連結子会社の取締役、監査役または使用人たる地位を喪失した場合、当該新株予約権の権利行使については、その地位喪失の原因に従いそれぞれ以下のとおりとする。ただし、対象者が地位の喪失と同時に当社の取締役・監査役・使用人となった場合、関係会社の取締役・監査役に就任した場合または関係会社に転籍した場合（以下、「地位の異動」という）には、当該地位の異動後の地位についての喪失原因に従い下記イ、ロ、ハを適用する。

イ 自己都合、解任または懲戒解雇により地位を喪失した場合
権利行使できない。

ロ 会社都合により、任期満了前または定年前に地位を喪失した場合
地位喪失後1年間に限り権利行使できる。

ハ 任期満了または定年により地位を喪失した場合
地位喪失後1年間に限り権利行使できる。

- ② 新株予約権者が在籍中に死亡した場合、相続人は相続発生日より1年間に限り権利行使できる。
- ③ その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」の定めるところによる。

(7) 新株予約権の取得

- ① 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 新株予約権者が権利を行使しうる条件に該当しなくなった場合、または新株予約権者が新株予約権の全部または一部を放棄した場合は、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。

(8) 一株に満たない端数の扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

(9) 新株予約権証券

当社は、新株予約権証券を発行する。

以 上